

議員提出第13号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成21年 9月25日

提出者 吉川市議会議員 松澤 正

賛成者 吉川市議会議員 五十嵐 恵千子

〃 加崎 勇

〃 野口 博

〃 佐藤 清治

〃 遠藤 義法

〃 安田 真也

吉川市議会議長 高崎 正夫 様

提案理由 口頭

所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者は、地域の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業員の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業員はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家族従業員の家業を手伝いたくても手伝えないことが、後継者不足に拍車をかけている。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」としている中、大きな見直しを求める声も出ている。

個人事業主の経営安定を図るためにも、家族従業員の自家労賃を全額経費と認め、また、税法上だけでなく、民法、労働法でも家族従業員の人権を認め、社会保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成21年 9月25日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣